

令和5年度公立大学法人奈良県立大学  
障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和5年4月3日

(目的)

第1 この調達方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者等の自立の促進に資するため、本法人が行う物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達に際し、県内の障害者就労施設等（以下、「施設等」という。）からの調達の推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この方針の適用範囲は、本法人が発注する物品等の調達とする。

(対象となる障害者就労施設等)

第3 この方針の対象となる施設等とは、次のとおりとする。

- (1) 法第2条第2項から第4項までに規定する施設・事業所等
  - ア 障害者支援施設
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
  - エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
  - オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
  - カ 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
  - キ 在宅就業障害者
  - ク 在宅就業支援団体
- (2) 施設等に対して物品及び役務の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有するもの

(調達目標)

第4 令和5年度においては、令和4年度と同等の調達額を目標とする。

(調達の推進方法)

第5 施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 本法人は、予算及び事務・事業の適正な執行並びに契約における競争性及び透明性の確保に留意しつつ、公立大学法人奈良県立大学契約規則第19条第8号による随意契約により施設等から物品等の調達を行う。
- (2) 本法人は、奈良県福祉医療部障害福祉課と連携し、施設等から調達可能な物品等の情報を得るものとし、その情報を基に施設への発注に努める。
- (3) 施設等への発注にあたっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

(調達方針・実績の公表)

第6 年度終了後、調達実績を取りまとめ、ホームページにて公表する。